

第210回

定時株主総会招集ご通知

日時 2025年6月23日（月曜日）
午前10時（午前9時開場）

場所 三重県津市丸之内31番21号
当行丸之内本部棟 2階大講堂

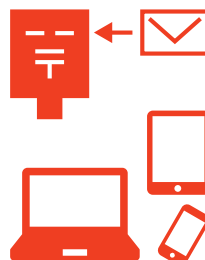
▶ 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

株式会社 百五銀行

証券コード：8368

■ 株主総会にご出席いただけない場合



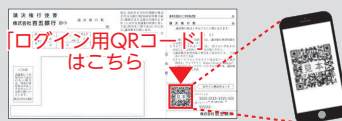
書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2025年6月20日（金曜日）
午後5時15分まで

スマートフォンでの議決権行使は「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。



詳しくは6頁へ

株主の皆さまへは、株主総会の模様をライブ配信させていただきますので、ぜひご利用ください。

株主総会にご出席の株主さまへのお土産をご用意しておりますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

百五銀行企業理念

百五銀行の使命

信用を大切にする社会をささえます。

百五銀行は、信用が社会の基本だと考えます。
健全な金融活動を通じて、活力と潤いに満ち、互いに信頼し合える社会づくりにつとめます。

百五銀行の経営

公明正大で責任ある経営をします。

百五銀行は、倫理を重んじ、自主独立の精神で公明正大な経営を行います。
堅実で力強い発展をめざし、責任ある経営で社会の信頼に応えます。

私たちの行動

良識ある社会人として誠実に行動します。

私たちは、良き社会人として、知見を深め、良心にしたがって行動します。
感謝の心で誠意をつくし、明るく元気に、新しいことに挑戦します。

目 次

第210回定時株主総会招集ご通知……………	1	事業報告……………	22
議決権行使についてのご案内……………	5	計算書類……………	40
株主総会参考書類		連結計算書類……………	42
第1号議案 剰余金処分の件……………	9	監査報告書……………	44
第2号議案 取締役11名選任の件……………	10	株主総会会場ご案内図	
第3号議案 監査役1名選任の件……………	18		



ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

第210回定時株主総会を6月23日（月曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

さて、当行では本年4月から新中期経営計画「KAI-KAKU 150 FINAL STAGE『未来への挑戦』」に取り組んでおります。

この計画では、5つの基本戦略「社会価値の創造」「成長への挑戦」「人材戦略」「デジタルトランスフォーメーション」「戦略基盤の強化」を掲げております。新たな戦略への取組みを通し、コアビジネスである「銀行業」はより強固かつ効率的な事業態勢を構築してまいります。

また新たな施策への挑戦を通じて、「経済価値」「社会価値」の双方を創出することで、企業価値の向上をめざしてまいります。

今後とも株主の皆さまのご信頼にお応えできるよう、全役職員が一丸となって努力してまいりますので、何卒一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

2025年5月

取締役頭取 杉浦雅和

(証券コード 8368)
2025年6月2日
(電子提供措置の開始日 2025年5月28日)

株 主 各 位

三重県津市岩田21番27号
株式会社百五銀行
取締役頭取 杉 浦 雅 和

第210回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第210回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当行ウェブサイト(<https://www.hyakugo.co.jp/ir/stock-info/meeting/>)



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「百五銀行」又は「コード」に当行証券コード「8368」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、同封の議決権行使書面（郵送）または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2025年6月20日（金曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2025年6月23日（月曜日） 午前10時（午前9時開場）

2 場 所 三重県津市丸之内31番21号 当行丸之内本部棟 2階大講堂
（裏面の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

株主総会当日の議場の模様は、動画によるライブ配信を予定しております。株主の皆さまはウェブサイトにてご覧いただけますので7ページから8ページをご確認のうえ、ご利用をご検討ください。

3 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第210期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 2. 第210期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案** 剰余金処分の件
- 第2号議案** 取締役11名選任の件
- 第3号議案** 監査役1名選任の件

4 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当行定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保する体制」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- (2) インターネットによる方法と郵送による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

5 議決権行使等についてのご案内

- (1) 議決権行使書面（郵送）による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。
- (2) 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合
当行指定の議決権行使ウェブサイト〔<https://evote.tr.mufig.jp/>〕にアクセスしていただき、画面の案内に従って前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネット等による議決権行使について」をご確認ください。よろしくお願いいたします。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご了承ください。
- ◎ **駐車場のご用意ができかねますので、株主さまにおかれましては、ご出席の際には公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申し上げます。**
- ◎ **株主総会ご出席の株主さまへのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。**
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当行ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにもその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ その他、株主さまへのご案内事項につきましては、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.hyakugo.co.jp/>) に掲載させていただきます。当行ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ◎ **株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当行は、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。**

【電子提供制度に関するお問い合わせ先】

三菱UFJ信託銀行 証券代行部 0120-696-505（通話料無料）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日除く）

議決権行使についてのご案内

議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただけない場合

郵送またはインターネット等による議決権行使を通じて株主総会にご参加くださいますようお願い申し上げます。



郵 送

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2025年6月20日(金)午後5時15分到着



インターネット

当行指定の議決権行使サイト ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月20日(金)午後5時15分まで

ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本「招集ご通知」をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2025年6月23日(月)午前10時(午前9時開場)

株主総会次第

① 報告事項の報告

金融経済環境
事業の経過および成果
貸借対照表および損益計算書
連結貸借対照表および
連結損益計算書
当行が対処すべき課題

② 決議事項の議案説明

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
9頁からの株主総会参考書類をご参照ください。

③ 質疑応答

④ 議案の採決

⑤ 閉会

インターネット等による議決権行使について

QRコードを読み取る方法

ログインIDおよび仮パスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 議案賛否方法の選択画面が表示されますので、議決権行使方法を選んでください。

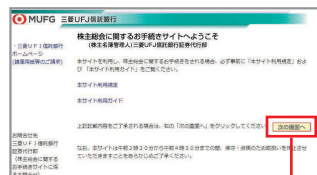


- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

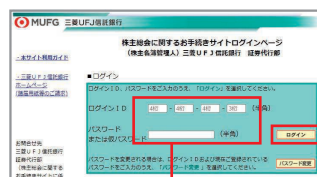
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次の画面へ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」・「仮パスワード」をご入力ください。



ログインID、仮パスワードを入力し、「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

インターネット等による議決権行使について、
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027
(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

【機関投資家の皆さまへ】

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。



株主総会ライブ配信のご案内

本株主総会の模様は、ライブ配信によりご覧いただけます。ご自宅などから、パソコン、タブレット、スマートフォンなどにより株主総会の模様をご覧いただけますので、ぜひご利用ください。

ライブ配信日時

2025年6月23日(月)午前10時から株主総会終了時刻まで

(配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。)

ご注意

- ・ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められておりませんので、当日の決議に参加することはできません。事前に議決権行使をお済ませください。
また、質問や動議を行うこともできませんのであらかじめご了承ください。
- ・事前行使をされた場合でも、ライブ配信をご覧いただくことができます。
- ・ライブ配信をご覧いただけるのは株主さま本人のみに限定させていただきます。代理人等によるご視聴はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・ライブ配信の写真撮影・録音・録画行為およびSNSなどでの無断公開は固くお断りします。
- ・ライブ配信にあたりご出席株主さまのお姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・ご使用のパソコン・タブレット・スマートフォンの機種やインターネットの接続環境などにより、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご視聴いただくための通信料金などは、株主さまのご負担となります。
- ・何らかの事情によりライブ配信を含む本株主総会の運営などに関して変更が生じる場合は、当行ウェブサイト (<https://www.hyakugo.co.jp/>) にてお知らせいたします。

ライブ配信に
関する
お問い合わせ先

ご不明な点は、三菱UFJ信託銀行(株)までお問い合わせください。



0120-676-808

(通話料無料)

受付時間

6/20(金)まで:土日祝日を除く平日午前9時～午後5時
6/23(月):株主総会当日 午前9時～株主総会終了まで

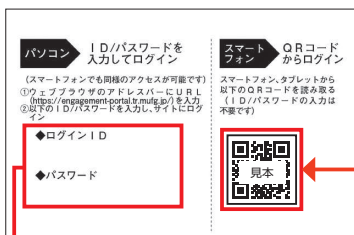
ご視聴方法

すべて、**株主総会オンラインサイト**(Engagement Portal)から行っていただけます。

1 専用サイトへアクセス・ログイン

QRコードを読み取ってログイン

▼ 同封の「株主総会オンラインサイト『Engagement Portal』のご案内」右下 (イメージ)

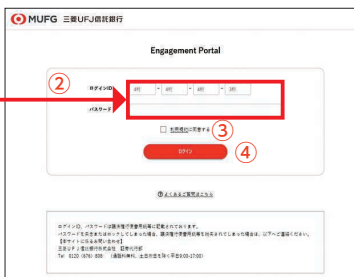


*「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



「QRコード」を読み取っていただくと「ログインID」と「パスワード」の入力を省略できます

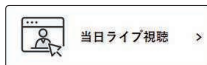
株主さま認証画面からログイン



*画面はイメージです。編集等により、実際の画面とは異なる場合がございます。

2 ポータルサイトにてライブ視聴(株主総会当日)

① 専用サイトのポータルサイトに表示されている以下「当日ライブ視聴」をクリック



※当日ライブ視聴ページには、開始時間30分前頃よりアクセス可能です。

② 当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリック

③ 当日ライブ視聴ページが表示されます。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当行は長期にわたる安定した経営基盤の確保に努めるため、内部留保の充実に意を払うとともに、株主の皆様に対し安定的な利益還元を実施することを基本としております。当期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、2025年3月期の業績と今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭といたします。
2	配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当行普通株式1株につき金12.0円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、2,951,006,364円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月24日といたしたいと存じます。

2 その他の剰余金の処分に関する事項

1	増加する剰余金の項目とその額	別途積立金	8,000,000,000円
2	減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金	8,000,000,000円

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	現在の当行における地位および担当
1	再 任	すぎ 杉 浦 雅 和	取締役頭取
2	再 任	やま 山 崎 計	取締役専務執行役員
3	再 任	か 加 藤 徹 也	取締役常務執行役員
4	再 任	うら 浦 田 康 寛	取締役常務執行役員
5	新 任	い が ら し 五十嵐 靖 尚	執行役員中勢支社長
6	新 任	かわ か み 川 上 貢 司	執行役員南勢支社長
7	再 任	かわ き た 川喜田 久	社 外 取 締 役 独 立 役 員
8	再 任	にし お か 西 岡 慶 子	社 外 取 締 役 独 立 役 員
9	再 任	なか む ら な 中 村 篤 志	社 外 取 締 役 独 立 役 員
10	再 任	ひろ た けい 廣 田 恵 子	社 外 取 締 役 独 立 役 員
11	新 任	あん どう 安 藤 仁	社外取締役候補者 独立役員(予定)



生年月日

1957年1月31日生

所有する当行の株式の数

236,900株

候補者番号

1

すぎ

杉

うら

浦

まさ

雅

かず

和

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 当行入行

2004年1月 同 四日市西支店長

2005年6月 同 四日市支店長

2007年6月 同 経営企画部長

2009年6月 同 取締役経営企画部長

2010年4月 同 取締役南勢支社長

2012年6月 同 取締役資金証券部長

2013年6月 同 常務取締役

2017年6月 同 専務取締役

2018年6月 同 取締役専務執行役員

2019年6月 同 取締役専務執行役員（代表取締役）

2022年6月 同 取締役頭取（代表取締役）（現任）

取締役候補者とした理由

支店長や支社長を歴任してきたほか、経営企画部門や資金運用部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2022年6月から取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。



生年月日

1962年3月2日生

所有する当行の株式の数

63,800株

候補者番号

2

やま

山

ざき

崎

けい

計

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 当行入行

2009年6月 同 筋向橋支店長兼度会橋出張所長

2011年6月 同 東京営業部長

2013年6月 同 国際営業部長

2017年6月 同 取締役国際営業部長

2018年6月 同 執行役員中勢支社長

2020年6月 同 取締役常務執行役員

2022年6月 同 取締役専務執行役員（代表取締役）（現任）
（資金証券部、投資金融部、人事部、秘書室担当）

取締役候補者とした理由

支店長や支社長を歴任してきたほか、国際部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2022年6月から取締役専務執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

3

かとうてつや
加藤徹也

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月	当行入行	2020年6月	同 執行役員営業本部副本部長
2010年4月	同 西春支店長	2021年6月	同 取締役常務執行役員（現任） （経営企画部、リスク統括部、コンプライアンス統括部担当）
2011年12月	同 経営企画部経営企画課長		
2014年6月	同 経営企画部副部長 兼経営企画課長		
2014年12月	同 松阪中央支店長		
2016年6月	同 ローン統括部長		
2018年6月	同 伊勢支店長		

生年月日

1965年9月29日生

所有する当行の株式の数

29,800株

取締役候補者とした理由

支店長を歴任してきたほか、営業部門や経営企画部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2021年6月から取締役常務執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。



候補者番号

4

うらたやすひろ
浦田康寛

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年4月	当行入行
2016年12月	同 菰野支店長
2019年6月	同 経営企画部長
2021年6月	同 執行役員経営企画部長
2022年6月	同 執行役員資金証券部長
2023年6月	同 取締役常務執行役員（現任） （事務統括部、システム統括部、総務部、融資統括部担当）

生年月日

1968年10月12日生

所有する当行の株式の数

36,600株

取締役候補者とした理由

支店長経験のほか、経営企画部門や資金運用部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2023年6月から取締役常務執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。



生年月日

1968年12月21日生

所有する当行の株式の数

13,600株

候補者番号

5

い が ら し や す ひ さ
五十嵐 靖 尚

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年 4 月	当行入行	2023年 6 月	同 執行役員中勢支社長 兼本店営業部長
2018年 6 月	同 県庁支店長	2024年 6 月	同 執行役員中勢支社長（現任）
2020年 6 月	同 桑名支店長		
2021年 6 月	同 人事部長		
2022年 6 月	同 執行役員人事部長		

取締役候補者とした理由

支店長や支社長を歴任してきたほか、人事部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2022年6月から執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、新任の取締役候補者となりました。



生年月日

1968年9月28日生

所有する当行の株式の数

12,100株

候補者番号

6

か わ か み こ う じ
川 上 貢 司

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年 4 月	当行入行	2022年 6 月	同 執行役員北勢支社長
2015年 6 月	同 河芸支店長	2024年 6 月	同 執行役員南勢支社長（現任）
2017年 6 月	同 富田支店長		
2019年 6 月	同 尾鷲支店長		
2020年 6 月	同 伊勢支店長		
2021年 9 月	同 伊勢支店長兼新道支店長		

取締役候補者とした理由

長年、支店長や支社長を歴任する等、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2022年6月から執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、新任の取締役候補者となりました。



生年月日

1946年8月30日生

所有する当行の株式の数

99,345株

候補者番号

7

かわ

き

た

ひさし

川 喜 田 久

再 任

社外取締役

独立役員

略歴、地位および重要な兼職の状況

1969年 4 月	トヨタ自動車販売株式会社（現トヨタ自動車株式会社）入社	2019年 6 月	三重トヨペット株式会社 代表取締役会長（現任）
1978年 7 月	三重トヨペット株式会社入社	2023年 2 月	株式会社エバーグリーンホールディングス 代表取締役社長（現任）
1980年 6 月	同 取締役		（重要な兼職の状況）
1981年 6 月	同 代表取締役常務		株式会社エバーグリーンホールディングス 代表取締役社長
1984年 6 月	同 代表取締役社長		三重トヨペット株式会社 代表取締役会長
2007年 6 月	当行 社外監査役		
2014年 6 月	株式会社ちとせ 代表取締役社長		
2015年 6 月	当行 社外取締役（現任）		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年、民間企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。当行の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定・監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。



生年月日

1957年2月16日生

所有する当行の株式の数

13,900株

候補者番号

8

にし

おか

けい

こ

西 岡 慶 子

再 任

社外取締役

独立役員

略歴、地位および重要な兼職の状況

1980年 5 月	SEDCO INC. （現 SCHLUMBERGER LTD.）、 CHEVRON U.S.A.の日本事務所に 秘書通訳として勤務	2020年 1 月	国立大学法人名古屋工業大学 客員 教授（現任）
1986年 8 月	会議・商談通訳（フリーランス）を 開始	2020年 6 月	当行 社外取締役（現任）
1996年 12 月	株式会社光機械製作所入社	2021年 4 月	国立大学法人三重大学 理事・副学 長（現任）
2001年 5 月	同 代表取締役社長（現任）		（重要な兼職の状況）
2015年 6 月	井村屋グループ株式会社 社外取締役		株式会社光機械製作所 代表取締役 社長
			国立大学法人三重大学 理事・副学 長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年、民間企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。当行の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定・監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。



生年月日

1964年3月12日生

所有する当行の株式の数

0株

候補者番号

9

なか

むら

あつ

し

中村篤志

再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位および重要な兼職の状況

1987年4月 明治生命保険相互会社（現 明治安田生命保険相互会社）入社

2010年4月 同 高松支社長

2011年4月 同 四国東支社長

2014年4月 同 営業企画部長

2016年4月 同 執行役員 企画部長

2018年4月 同 常務執行役

2022年4月 同 専務執行役

2022年6月 当行社外取締役（現任）

2024年4月 明治安田生命保険相互会社 代表執行役員社長

2024年7月 同 取締役代表執行役員副社長（現任）
（重要な兼職の状況）
明治安田生命保険相互会社 取締役代表執行役員副社長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年、生命保険会社の経営に携わり、金融業界における豊富な経験と幅広い見識を有しております。当行の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定・監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。



生年月日

1958年3月30日生

所有する当行の株式の数

0株

候補者番号

10

ひろ

た

けい

こ

廣田恵子

再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位および重要な兼職の状況

1980年4月 三重県庁入庁

2014年4月 三重県雇用経済部長

2017年4月 三重県教育委員会教育長

2020年4月 三重県副知事

2024年6月 当行社外取締役（現任）

2024年6月 井村屋グループ株式会社 社外取締役（現任）
（重要な兼職の状況）

井村屋グループ株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年の三重県庁における豊富な業務経験を通して、地域の実情や課題を熟知しております。同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、これらの地域創生にかかる経験・知見に基づき、当行の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定・監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。



候補者番号

11

あん

安

どう

藤

ひとし

仁

新任

社外取締役

独立役員

略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1981年 4 月 四日市倉庫株式会社（現 日本トランスシティ株式会社）入社
- 2013年 6 月 同 取締役
- 2017年 6 月 同 常務執行役員
- 2019年 6 月 同 代表取締役社長 社長執行役員（現任）
（重要な兼職の状況）
日本トランスシティ株式会社 代表取締役社長 社長執行役員

生年月日

1958年12月7日生

所有する当行の株式の数

0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年、上場企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。当行の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定・監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、新任の社外取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 取締役候補者川喜田久氏が代表取締役社長である株式会社エバーグリーンホールディングスおよび代表取締役会長である三重トヨペット株式会社と当行との間に貸出金等の取引があります。取締役候補者西岡慶子氏が代表取締役社長である株式会社光機械製作所および理事・副学長である国立大学法人三重大学と当行の間に貸出金等の取引があります。取締役候補者廣田恵子氏が取締役である井村屋グループ株式会社と当行との間に貸出金等の取引があります。取締役候補者安藤仁氏が代表取締役社長社長執行役員である日本トランスシティ株式会社と当行との間に貸出金等の取引があります。なお、これら6法人すべてにおいて、当行からの借入金残高は当行貸出金残高の2%未満です。その他の取締役候補者と当行との間には特別な利害関係はありません。
2. 川喜田久氏、西岡慶子氏、中村篤志氏、廣田恵子氏、安藤仁氏は社外取締役の候補者であります。なお、現在、当行は川喜田久氏、西岡慶子氏、中村篤志氏、廣田恵子氏の4名を、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、本議案において川喜田久氏、西岡慶子氏、中村篤志氏、廣田恵子氏の再任、および安藤仁氏の選任が承認可決された場合、独立役員とする予定であります。なお、廣田恵子氏が2024年3月まで副知事を務めていた三重県と当行との間に指定金融機関としての取引や貸出金等の取引がありますが、その性質に照らして一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
3. 川喜田久氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。西岡慶子氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。中村篤志氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。廣田恵子氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当行は定款の規定に基づき、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。本総会において社外取締役に、川喜田久氏、西岡慶子氏、中村篤志氏、廣田恵子氏が再任された場合、当該契約を継続し、安藤仁氏が選任された場合、当該契約を締結する予定であります。
5. 取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当行は当行取締役を被保険者として、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定であり、また、当該保険契約は2026年2月に更新される予定であります。なお、保険料は当行が全額負担しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役内田和人氏は2025年3月31日をもって辞任いたしましたので、新たに監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、監査役候補者中村正博氏は、監査役内田和人氏の補欠として選任されるものではなく、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。

また、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



なかむらまさひろ
中村正博

新任

社外監査役

独立役員

略歴、地位および重要な兼職の状況

1983年4月	株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行	2013年5月	株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）常務執行役員 副コーポレートサービス長
2009年6月	株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）執行役員 企画部部長		株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 事務・システム企画部 副担当
	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 経営企画部長	2015年6月	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社 代表取締役副社長
2011年5月	株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）執行役員 リテール企画部長	2016年6月	株式会社南都銀行 社外監査役
	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 リテール企画部長	2020年5月	株式会社丸の内よろず 代表取締役社長（現任）
		2025年6月	同社社長退任後、特別顧問就任予定

社外監査役候補者とした理由

長年、銀行やシンクタンクの経営に携わり、金融業界における豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験・知見に基づき、取締役会、監査役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行うなど、適切に監査活動を行うことができると判断し、新任の社外監査役候補者としてしました。

生年月日

1959年8月29日生

所有する当行の株式の数

0株

- (注) 1. 監査役候補者中村正博氏と当行との間には特別な利害関係はありません。
2. 中村正博氏は、社外監査役の候補者であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決された場合、同氏を独立役員とする予定であります。
3. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
 当行は定款の規定に基づき、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。本総会において社外監査役に、中村正博氏が選任された場合、当該契約を締結する予定であります。
4. 監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおりであります。
 当行は当行監査役を被保険者として、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。本総会において社外監査役に、中村正博氏が選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定であり、また、当該保険契約は2026年2月に更新される予定であります。なお、保険料は当行が全額負担しております。

ご参考

当行では、取締役および監査役の主なスキルと経験を有する分野を示しております。第2号議案及び第3号議案の承認が得られた場合は、総会後の取締役および監査役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

氏名			当行における地位	取締役・監査役の主なスキル・経験等					
				経営戦略・ 企業経営	コンプライアンス・ リスク管理・ 市場運用	地域創生・ サステナビリティ	営業・ コンサルティング	人事・ ダイバーシティ	IT・DX
山 崎 計		男性	取締役会長	●	●		●	●	
杉 浦 雅 和		男性	取締役頭取 (代表取締役)	●	●	●	●		
加 藤 徹 也		男性	取締役専務執行役員 (代表取締役)	●	●		●		●
浦 田 康 寛		男性	取締役専務執行役員 (代表取締役)	●	●	●			●
五十嵐 靖 尚		男性	取締役常務執行役員	●			●	●	
川 上 貢 司		男性	取締役常務執行役員	●		●	●		
川喜田 久	独立	男性	社外取締役	●		●	●		
西 岡 慶 子	独立	女性	社外取締役	●		●		●	
中 村 篤 志	独立	男性	社外取締役	●	●			●	
廣 田 恵 子	独立	女性	社外取締役		●	●		●	
安 藤 仁	独立	男性	社外取締役	●			●		●
中 川 崇		男性	常勤監査役	●	●				●
浦 出 雅 人		男性	常勤監査役			●	●	●	
鶴 岡 信 治	独立	男性	社外監査役			●		●	●
川 端 郁 子	独立	女性	社外監査役		●	●		●	
中 村 正 博	独立	男性	社外監査役	●		●	●		

- ・上記一覧表は、各取締役・監査役が有する専門性・経験・知見のうち、とりわけ強みのある分野・期待する分野を記載しており、各人が有する全ての専門性・経験・知見を表すものではありません。
- ・「独立」表示は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員です。

当行社外役員の独立性判断基準

当行における独立役員（候補者を含む）は、以下のいずれの要件にも該当しない者としております。

1. 当行を主要な取引先とする者（注1）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者（注2）。
2. 当行の主要な取引先（注3）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
3. 当行から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等。
4. 当行の主要な株主（注4）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
5. 当行から年間1,000万円を超える寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
6. 上記1から5までのいずれかに該当する者の近親者（注5）。

（注）

- （1）当行を主要な取引先とする者とは、融資取引において当行の貸出姿勢がその者の事業継続に深刻な影響を及ぼすと考えられる者とする。
- （2）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める者とする。
- （3）当行の主要な取引先とは、当行からの借入金残高が当行の貸出金残高の2%以上を占めている先とする。
- （4）当行の主要な株主とは、議決権所有割合が10%以上の株主とする。
- （5）近親者とは、二親等内の親族とする。

以 上

第210期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行は、本支店110か店、35出張所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。また、投資信託・保険等の窓口販売業務、金融商品仲介業務のほか、事業承継やストラクチャードファイナンス等のソリューション提案にも積極的に取り組み、お客さまの多様化するニーズにお応えしております。

金融経済環境

当事業年度におけるわが国経済は、個人消費に一部足踏みが残るものの、企業収益は改善しており、設備投資に持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな改善が続きました。当行の主要な営業地域である三重県・愛知県下におきましては、個人消費は物価上昇などの影響が見られるものの緩やかな増加基調にあります。また、輸出や生産、設備投資も増加傾向にあるなど、経済は緩やかに回復しております。

先行きにつきましては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されます。ただし、物価上昇の継続による消費マインドの下振れ等が個人消費に与える影響や、通商政策などアメリカの政策動向が企業に与える影響などは、わが国の景気を下押しするリスクとなり、注意する必要があります。また、金融資本市場の変動等の影響にも十分注意する必要があります。

事業の経過及び成果

このような経済情勢のなかで、当行は株主の皆さまをはじめお客さまの力強いご支援のもと、全行をあげて業績の伸展と経営の合理化・効率化に努めてまいりました。また、地域企業を積極的に支援するとともに、地域金融の円滑化や地域創生、地域の脱炭素化に向け、金融仲介機能とコンサルティング機能の発揮に努め、お客さまや地域社会との一層の関係強化を図ってまいりました。

地域企業の課題を解決する取り組みといたしましては、お客さまとの深い対話を通じて課題を発掘し、お客さまと課題を共有する活動を実施しております。発掘された課題に対しては、事業承継、M&A、ビジネスマッチング、医療介護、自動車産業支援など本部の専門チームが連携しながら課題解決支援に取り組んでおります。加えて、課題発掘および課題解決支援の質を高めるためにプロフェッショナル人材の育成にも力を入れており、2025年3月末時点で当行が定めるプロフェッショナル資格の保持者は451名となりました。また、「カーボンニュートラル」「事業承継・M&A」「サイバーセキュリティ対策」「人材マネジメント」など様々なテーマのセミナーを開催し、お客さまへの情報提供を行うとともに、課題解決に向けたフォローを実施いたしました。

地域創生への取組みといたしましては、三重県の認知度向上および観光誘客を図るため、三重県内の地酒を観光列車で楽しむイベント「三重の地酒 ほろよい列車～みえの『酒』と『あて』～」を公益社団法人三重県観光連盟および近畿日本鉄道株式会社と共催いたしました。また、ハラルビジネスへの理解を深めるイベント「マレーシア・ハラル ラウンドテーブルミーティング」および「インドネシア・ハラル ラウンドテーブルミーティング」をそれぞれマレーシア投資開発庁、農林水産省東海農政局と共催いたしました。そのほか、香港向けの貿易促進を目的として、香港貿易発展局との相互協力に関する覚書を締結いたしました。このような活動を通じて、地域産品の国内外への販路拡大や地域への観光誘客など、地域経済の持続的な発展に貢献してまいります。

脱炭素への取組みといたしましては、お客さまの脱炭素経営への取組みを支援するため、新たに「百五SDGs私募債（脱炭素応援型）」の取扱いを開始いたしました。本私募債では、お客さまへのプレミアムとして当行が提供する脱炭素支援に関連するサービスを「無料」もしくは「割引」にて提供しております。また、国の認証を受けた森林由来のJ-クレジット「松阪市未来につなぐ森林管理J-クレジット」を購入し、当行のカーボンオフセットに活用いたしました。これからも、お客さまの脱炭素経営への取組支援や、当行のカーボンニュートラルに向けた取組みを通じて、地域の脱炭素化を進めてまいります。

店舗につきましては、地域の中核店舗である平田町駅前支店の建替えを実施いたしました。新店舗では、お客さまとの対話の充実を図るため、応接相談ブースの大幅な拡充を行っております。また、省エネ設備や太陽光発電設備の導入により、従来建物比で75%以上の消費エネルギー削減を実現しており、「Nearly ZEB」認証を取得いたしました。加えて、CO₂フリー電気の活用により、消費エネルギー実質ゼロで運営する店舗となっております。引き続き、時代に合った新しい店舗のかたちでお客さまへのサービス向上をめざしてまいります。

SDGs（国連で採択された持続可能な開発目標）への取組みといたしましては、次世代をささえる若者への金融教育・金融包摂推進のため、三重県下の学校で「将来のための金融リテラシー講座」を開催いたしました。また、SDGsへの取組みの理解促進や質の向上を目的とした「三重県SDGs推進セミナー」を三重県および東京海上日動火災保険株式会社と共催いたしました。当行は、2025年3月に自然資本や生物多様性のリスクと機会を適切に評価・開示するための国際的なフレームワークであるTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）に賛同し、「TNFDフォーラム」へ参画しております。今後も、地域の自然資本の活用や生物多様性保全に積極的に取り組むことで、持続可能で活力あふれる豊かな社会の実現に貢献してまいります。

次に業績を見ますと、預金は公金預金が堅調に推移したことなどから、当事業年度末残高は前事業年度末に比べ852億円増加し、5兆9,843億円となりました。また、投資信託預り資産の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ126億円増加し、1,859億円となりました。公共債預り資産の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ83億円増加し、347億円となりました。

一方、貸出金は住宅ローンなどの個人向け貸出や中小企業向け貸出が増加したことなどから、当事業年度

末残高は前事業年度末に比べ1,672億円増加し、5兆781億円となりました。

また、有価証券の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ650億円減少し、1兆4,971億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は貸出金利息や有価証券利息配当金の増加により資金運用収益が増加したことなどから、前事業年度に比べ39億63百万円増加し、1,038億54百万円となりました。

一方、経常費用は貸倒引当金繰入額の減少によりその他経常費用が減少したことや、国債等債券売却損の減少によりその他業務費用が減少したことなどから、前事業年度に比べ16億23百万円減少し、792億21百万円となりました。

この結果、経常利益は前事業年度に比べ55億86百万円増加し、246億33百万円となりました。

また、当期純利益は前事業年度に比べ37億24百万円増加し、175億11百万円となりました。

当行が対処すべき課題

当行を取り巻く環境は、生産年齢人口の減少や気候変動リスクの顕在化、人々の価値観の多様化など大きく変化しております。

このように大きく外部環境が変化するなかでも、企業価値を高め、お客さまに「頼りにされる銀行」となるために、当行が取り組むべき重要課題（マテリアリティ）を「活力あふれる地域づくり」「安心と豊かな暮らしへの貢献」「一人ひとりが輝ける社会づくり」「自然との共生」「責任ある経営」と定め、その解決に向けた取組みを進めております。

本年4月からは、中期経営計画「KAI-KAKU150 FINAL STAGE『未来への挑戦』」を策定し、計画達成に向けて活動を行っております。この計画では、5つの基本戦略「社会価値の創造」「成長への挑戦」「人材戦略」「デジタルトランスフォーメーション」「戦略基盤の強化」を掲げております。

「社会価値の創造」では、地域を創造する新しい業務に積極的に挑戦することで、社会価値と経済価値の双方の創出をめざしてまいります。

「成長への挑戦」では、銀行業務の徹底的な効率化と、コンサルティングによるお客さまの課題解決を通じて、地域や当行の成長へとつなげてまいります。

「人材戦略」では、当行がめざす人材・組織像を定性・定量の両面から定義することで、働きやすい職場環境で従業員が主体的にキャリア形成に取り組み、働きがいを感じながら活き活きと働くことができる組織をめざしてまいります。

「デジタルトランスフォーメーション」では、デジタル技術を活用したペーパーレスによる業務効率化や省人化を通じて、柔軟な店舗戦略・行員の働き方改革・お客さまサービスの向上を実現してまいります。

「戦略基盤の強化」では、サステナビリティ経営の実践、コーポレート・ガバナンスの高度化、サイバーセキュリティ対策の強化などを通じて、盤石な経営基盤のもと企業価値の向上につなげてまいります。

今後とも皆さまのご期待にお応えし、地域社会と当行の発展のため、全役職員が一丸となって努力してまいりますので、一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

2 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
預 金	金	5,649,515	5,779,579	5,899,067	5,984,365
	定期性預金	1,966,604	1,905,432	1,911,549	1,964,294
	その他	3,682,910	3,874,147	3,987,517	4,020,071
貸 出 金	金	4,223,771	4,571,185	4,910,914	5,078,171
	個人向け	1,806,575	2,026,234	2,291,793	2,471,419
	中小企業向け	1,422,102	1,522,728	1,578,228	1,600,618
	その他	995,092	1,022,223	1,040,892	1,006,133
商品有価証券		36	55	93	85
有 価 証 券	有価証券	1,459,074	1,401,999	1,562,196	1,497,146
	国債	231,022	152,123	171,284	121,073
	その他	1,228,052	1,249,875	1,390,911	1,376,072
総 資 産		7,719,562	7,493,385	8,045,893	7,393,846
内国為替取扱高		31,490,623	31,795,309	32,841,265	34,795,201
外国為替取扱高		百万ドル 2,892	百万ドル 2,421	百万ドル 2,369	百万ドル 1,997
経 常 利 益		18,419	19,962	19,046	24,633
当 期 純 利 益		12,975	14,242	13,787	17,511
1株当たり当期純利益		円 銭 51 13	円 銭 56 16	円 銭 54 49	円 銭 70 73

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。

3 使用人の状況

当 年 度 末	
使 用 人 数	2,207 人
平 均 年 齢	41 年 4 月
平 均 勤 続 年 数	16 年 2 月
平 均 給 与 月 額	447 千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇用及び嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

4 営業所等の状況

イ 営業所数

当 年 度 末	
	店 うち出張所
三 重 県	121 (35)
愛 知 県	21 (一)
東 京 都	1 (一)
大 阪 府	1 (一)
和 歌 山 県	1 (一)
合 計	145 (35)

(注) 上記のほか、駐在員事務所及び店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

当 年 度 末	
駐 在 員 事 務 所	2 か 所
店 舗 外 現 金 自 動 設 備	51,589 か 所

当年度末の店舗外現金自動設備のうち、11,460か所については、株式会社イーネットとの提携により設置したイーネットATM、26,089か所については、株式会社セブン銀行との提携により設置したセブン銀行ATM、13,846か所については、株式会社ローソン銀行との提携により設置したローソン銀行ATMであります。

□ 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
四 日 市 西 支 店 松 本 プ ラ ザ 出 張 所	三重県四日市市松本2丁目6番25号
名 張 支 店 桔 梗 が 丘 プ ラ ザ 出 張 所	三重県名張市桔梗が丘1番町2街区11番地

(注) 1. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

平田町駅前支店 加佐登出張所 (三重県鈴鹿市)
尾 鷲 支 店 主婦の店相賀店出張所 (三重県北牟婁郡)

2. 当年度において、次の営業所を廃止いたしました。

尾 鷲 支 店 海山プラザ出張所 (三重県北牟婁郡)

5 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	5,292
---------------	-------

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
平田町駅前支店の新築建替	725

6 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況
該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
				%	
百五ビジネスサービス株式会社	三重県津市本町33番21号	現金等の精査整理業務	百万円 40	100	—
百五管理サービス株式会社	三重県津市高茶屋七丁目6番70号	文書帳簿等保管管理業務	30	100	—
百五不動産調査株式会社	三重県津市岩田21番27号	担保不動産の調査及び評価業務	20	100	—
百五オフィスサービス株式会社	三重県津市岩田21番27号	手形・債券等の集中保管・管理業務	20	100	—
百五スタッフサービス株式会社	三重県津市岩田21番27号	職業紹介業務及び労務管理業務	20	100	—
百五証券株式会社	三重県津市岩田21番27号	金融商品取引業務	3,000	100	—
株式会社百五カード	三重県津市栄町三丁目123番地1	クレジットカード業務及び信用保証業務	50	100	—
百五リース株式会社	三重県津市栄町三丁目123番地1	リース業務	50	65	—
株式会社百五総合研究所	三重県津市岩田21番27号	地域産業調査及びコンサルティングに関する業務	30	40	—
百五コンピュータソフト株式会社	三重県津市岩田21番27号	コンピュータによる情報処理業務	30	5	—
百五みらい投資株式会社	三重県津市栄町三丁目123番地1	投資事業有限責任組合の組成・運営業務	70	100	—

- (注) 1. 百五管理サービス株式会社は、2025年4月1日付で百五ハートフルサービス株式会社に商号変更しております。
2. 百五コンピュータソフト株式会社は、2025年4月1日付で株式会社百五デジタルソリューションズに商号変更しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行61行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行61行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行61行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れサービスを行っております。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

1 会社役員の状況

(2024年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
伊 藤 歳 恭	取 締 役 会 長	津商工会議所 会頭	
杉 浦 雅 和	(代表取締役) 取締役頭取		
山 崎 計	(代表取締役) 取締役専務執行役員 資金証券部、東京営業部、 大阪営業部、 人事部、秘書室担当 秘書室長委嘱		
加 藤 徹 也	取締役常務執行役員 経営企画部、リスク統括部、 コンプライアンス統括部担当		
荒木田 豊	取締役常務執行役員 営業本部、営業開発部、 法人コンサルティング部、 ローン統括部、公務部、 国際営業部担当 営業本部長委嘱		
浦 田 康 寛	取締役常務執行役員 事務統括部、システム統括部、 総務部、融資統括部担当		
小 林 長 久	取 締 役 (社外取締役)	日本トランスシティ株式会社 取締役特別顧問	
川喜田 久	取 締 役 (社外取締役)	株式会社エバークリーン ホールディングス 代表取締役社長 三重トヨペット株式会社 代表取締役会長	
西 岡 慶 子	取 締 役 (社外取締役)	株式会社光機械製作所 代表取締役社長 国立大学法人三重大学 理事・副学長	
中 村 篤 志	取 締 役 (社外取締役)	明治安田生命保険相互会社 取締役代表執行役副社長	
廣 田 恵 子	取 締 役 (社外取締役)	井村屋グループ株式会社 社外取締役	

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
中 川 崇	常 勤 監 査 役		
浦 出 雅 人	常 勤 監 査 役		
鶴 岡 信 治	監 査 役（社 外 監 査 役）	学校法人鈴鹿医療科学大学 医用工学部医療健康データ サイエンス学科 学科長・特任教授	
川 端 郁 子	監 査 役（社 外 監 査 役）	川端法律事務所 代表弁護士	
内 田 和 人	監 査 役（社 外 監 査 役）	エムエスティ保険サービス 株式会社 代表取締役会長	

- (注) 1. 社外取締役小林長久、川喜田久、西岡慶子、中村篤志、廣田恵子、社外監査役鶴岡信治、川端郁子、内田和人につきましては、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 社外監査役川端郁子は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。

氏 名	退 任 時 の 地 位	退任日
中 津 清 晴	常 勤 監 査 役	2024年6月20日（任期満了）
内 田 和 人	監 査 役（社 外 監 査 役）	2025年3月31日（辞任）

(ご参考)

2025年4月1日付異動及び担当の変更

氏 名		地 位 及 び 担 当
山 崎	計	(代表取締役) 取締役専務執行役員 資金証券部、投資金融部、人事部、秘書室担当 資金運用本部長、秘書室長委嘱
荒木田	豊	取締役常務執行役員 営業本部、リテールコンサルティング部、法人コンサルティング部、 ローンコンサルティング部、サステナビリティ推進部、公務部担当 営業本部長委嘱

当行は執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

(2024年度末現在)

氏 名		地 位 及 び 担 当
北 澤 浩 二		執行役員 営業本部副本部長委嘱
五十嵐 靖 尚		執行役員 中勢支社長委嘱
川 上 貢 司		執行役員 南勢支社長委嘱
杉 本 和		執行役員 北勢支社長委嘱
伊 藤 慎 二		執行役員 人事部長委嘱
平 井 孝 憲		執行役員 愛知支社長委嘱
平 田 義 仁		執行役員 融資統括部長委嘱

2 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして支払われるものであり、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には常勤取締役の報酬は、固定報酬としての確定金額報酬、業績連動型報酬ならびに株式報酬型ストック・オプションにより構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、確定金額報酬のみを支払うことといたします。

確定金額報酬は、年間総支給額300百万円以内とし、役割や責任に応じて月次で支給いたします。

業績連動型報酬は、単年度（前年度）の業績に応じて、年1回、定時株主総会後に支給する報酬であり、対象となる事業年度の当期純利益の0.9%を総支給額といたします。ただし、その上限額は100百万円とし、当期純利益が2,000百万円未満の場合は支給額0円といたします。

株式報酬型ストック・オプションは、中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気を高めることを目的として、総割当額30百万円以内で、年1回、新株予約権を割り当ていたします。

常勤取締役の種類別の報酬割合については、確定金額報酬：業績連動型報酬：株式報酬型ストック・オプション＝70：25：5（業績連動型報酬が満額支払われる場合）を目安として、役位・職責・業績等を総合的に勘案して決定いたします。

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき取締役頭取がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬および業績連動型報酬の評価配分といたします。取締役会は、当該権限が取締役頭取によって適切に行使されるよう、コーポレートガバナンス会議に諮問し助言を得るものといたします。上記の委任を受けた取締役頭取は当該助言の内容を尊重して決定をしなければならないことといたします。なお、株式報酬型ストック・オプションはコーポレートガバナンス会議の助言を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当個数を決議いたします。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、コーポレートガバナンス会議に諮問し審議・助言を得た後、取締役会の決議を得て決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等の 総 額	報酬等の種類別の総額		
			確定金額 報 酬	業績連動型 報 酬	株 式 報 酬 型 ストック・オプション
取 締 役	11人	368	250	100	18
監 査 役	6人	61	61	—	—

(注) 1. 確定金額報酬、業績連動型報酬は、2011年6月24日開催の第196回定時株主総会において決議されており、株式報酬型ストック・オプションは、2021年6月23日開催の第206回定時株主総会において決議されております。

各報酬の決議内容は以下のとおりであります。

- (1) 確定金額報酬は、取締役の報酬額（確定金額報酬額）については年額300百万円以内、監査役の報酬額（確定金額報酬額）については年額65百万円以内としております。
- (2) 業績連動型報酬は、確定金額報酬とは別枠で、当該事業年度にかかる当期純利益の0.9%を総支給額といたします。その上限額を100百万円とし、当期純利益が2,000百万円未満の場合、支給額は0円とします。
- (3) 株式報酬型ストック・オプションは、確定金額報酬および業績連動型報酬とは別枠で、新株予約権を年額30百万円以内の範囲で割り当ていたします。

上記（1）の定めに係る役員の員数は取締役13名および監査役5名、（2）の定めに係る役員の員数は取締役13名、（3）の定めに係る役員の員数は取締役6名であります。

2. 業績連動型報酬に係る指標は、業績との連動性を明確かつ明瞭にするため当期純利益としております。なお、当事業年度を含む当期純利益の推移は、1. [2]財産及び損益の状況に記載のとおりであります。
3. 当行は、取締役会の委任決議にもとづき取締役頭取杉浦雅和が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬および業績連動型報酬の評価配分であります。

これらの権限を委任した理由は、当行全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役位・職責・業績等を総合的に勘案して決定するには取締役頭取が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が取締役頭取によって適切に行使されるよう、コーポレートガバナンス会議に諮問し助言を得ており、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

4. 監査役の報酬については、中立性および独立性を高めるため、月次で支給する確定金額報酬のみとしております。支給時期、配分等については、監査役の協議により決定しております。

3 責任限定契約

氏 名		責任限定契約の内容の概要
小 林 長 久		会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。
川 喜 田	久	同上
西 岡 慶 子		同上
中 村 篤 志		同上
廣 田 恵 子		同上
鶴 岡 信 治		同上
川 端 郁 子		同上
内 田 和 人		同上

4 役員等賠償責任保険契約

被 保 険 者 の 範 囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当 行 取 締 役 当 行 監 査 役 当 行 執 行 役 員	当行は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、填補する額に限度額や免責金額を設けることなどにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、保険料は当行が全額負担しております。

3. 社外役員に関する事項

1 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
小 林 長 久	日本トランスシティ株式会社取締役特別顧問 (当行は同社と貸出取引があります)
川 喜 田 久	株式会社エバーグリーンホールディングス代表取締役社長 (当行は同社と貸出取引があります) 三重トヨペット株式会社代表取締役会長 (当行は同社と貸出取引があります)
西 岡 慶 子	株式会社光機械製作所代表取締役社長 (当行は同社と貸出取引があります) 国立大学法人三重大学理事・副学長 (当行は同法人と貸出取引があります)
中 村 篤 志	明治安田生命保険相互会社取締役代表執行役副社長 (当行と同社との間には特別の関係はありません)
廣 田 恵 子	井村屋グループ株式会社社外取締役 (当行は同社と貸出取引があります)
鶴 岡 信 治	学校法人鈴鹿医療科学大学医用工学部医療健康データサイエンス学科 学科長・特任教授 (当行は同法人と貸出取引があります)
川 端 郁 子	川端法律事務所代表弁護士 (当行と同事務所との間には特別の関係はありません)
内 田 和 人	エムエスティ保険サービス株式会社代表取締役会長 (当行と同社との間には特別の関係はありません)

2 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会及び監査役会 への出席状況	取 締 役 会 及 び 監 査 役 会 に お ける発言その他の活動状況
小 林 長 久	11年9ヶ月	取締役会 16回中15回	長年、上場企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、取締役会・コーポレートガバナンス会議では積極的に所感または意見等を述べております。なお、コーポレートガバナンス会議では議長を務め、深度ある議事進行を行っております。

氏 名	在任期間	取締役会及び監査役会 への出席状況	取締役会及び監査役会にお ける発言その他の活動状況
川喜田 久	9年9ヶ月	取締役会 16回中16回	長年、民間企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、取締役会・コーポレートガバナンス会議では積極的に所感または意見等を述べております。
西岡 慶子	4年9ヶ月	取締役会 16回中16回	長年、民間企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、取締役会・コーポレートガバナンス会議では積極的に所感または意見等を述べております。
中村 篤志	2年9ヶ月	取締役会 16回中16回	長年、生命保険会社の経営に携わり、金融業界における豊富な経験と幅広い見識により、取締役会・コーポレートガバナンス会議では積極的に所感または意見等を述べております。
廣田 恵子	9ヶ月	取締役会 12回中12回	長年の三重県庁における豊富な業務経験を通して地域の実情や課題を熟知しており、これらの地域創生にかかる経験・知見により、取締役会では積極的に所感または意見等を述べております。
鶴岡 信治	5年9ヶ月	取締役会 16回中16回 監査役会 14回中14回	大学教授としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行ったほか、監査役会においても監査方針、監査計画等について、公正な意見を表明しております。
川端 郁子	5年9ヶ月	取締役会 16回中15回 監査役会 14回中13回	検事および弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行ったほか、監査役会においても監査方針、監査計画等について、公正な意見を表明しております。
内田 和人	2年9ヶ月	取締役会 16回中16回 監査役会 14回中14回	銀行・証券会社などの経営に携わり、金融業界における豊富な経験と幅広い見識を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行ったほか、監査役会においても監査方針、監査計画等について、公正な意見を表明しております。

5. 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の状況

- イ 氏名又は名称
 有限責任 あずさ監査法人
 中村 哲也
 岡田 英樹

- ロ 当該事業年度に係る報酬等
 (イ) 会計監査人に対する報酬

(単位：百万円)

区 分	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬	非監査業務の内容
当 行	57	0	TCFDに係るアドバイザリー業務
連結される子会社及び子法人等	9	—	—
計	67	0	—

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約におきまして、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「監査証明業務に基づく報酬」には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (ロ) 会計監査人と同一のネットワーク（KPMGグループ）に対する報酬（(イ)を除く）

(単位：百万円)

区 分	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬	非監査業務の内容
当 行	—	1	海外税制に係るアドバイザリー業務
連結される子会社及び子法人等	—	1	海外税制に係るアドバイザリー業務
計	—	2	—

2 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。その他、会計監査人が継続してその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議に基づき、取締役会は会計監査人の解任又は不再任議案を株主総会に付議する方針であります。

第210期末 (2025年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
現金預け金	663,111
現金	69,531
預け金	593,579
コールローン	2,631
買入金銭債権	3,035
商品有価証券	85
商品国債	53
商品地方債	31
金銭の信託	1,000
有価証券	1,497,146
国債	121,073
地方債	455,392
社債	235,306
株式	252,401
その他の証券	432,971
貸出金	5,078,171
割引手形	2,208
手形貸付	65,450
証書貸付	4,634,369
当座貸越	376,142
外国為替	9,587
外国他店預け	9,520
取立外国為替	67
その他資産	60,905
前払費用	52
未収収益	11,991
金融派生商品	11,452
金融商品等差入担保金	5,549
その他の資産	31,859
有形固定資産	41,107
建物	18,226
土地	19,516
リース資産	2
建設仮勘定	565
その他の有形固定資産	2,797
無形固定資産	4,509
ソフトウェア	4,349
その他の無形固定資産	160
前払年金費用	41,196
支払承諾見返	17,115
貸倒引当金	△ 25,757
資産の部合計	7,393,846

科 目	金 額
負債の部	
預金	5,984,365
当座預金	197,820
普通預金	3,674,170
貯蓄預金	37,742
通知預金	38,412
定期預金	1,964,294
その他の預金	71,924
譲渡性預金	170,515
コールマネー	80,000
債券貸借取引受入担保金	153,547
借入金	460,534
借入金	460,534
外国為替	269
売渡外国為替	5
未払外国為替	264
その他負債	60,590
未払法人税等	2,397
未払費用	5,968
前受収益	1,165
金融派生商品	11,950
金融商品等受入担保金	4,482
リース債務	2
資産除去債務	163
その他の負債	34,459
退職給付引当金	147
睡眠預金払戻損失引当金	1,891
ポイント引当金	321
偶発損失引当金	385
繰延税金負債	47,732
再評価に係る繰延税金負債	2,515
支払承諾	17,115
負債の部合計	6,979,931
純資産の部	
資本金	20,000
資本剰余金	7,560
資本準備金	7,557
その他資本剰余金	2
利益剰余金	289,620
利益準備金	17,377
その他利益剰余金	272,242
別途積立金	251,114
繰越利益剰余金	21,128
自己株式	△ 4,789
株主資本合計	312,391
その他有価証券評価差額金	95,546
繰延ヘッジ損益	1,736
土地再評価差額金	4,102
評価・換算差額等合計	101,385
新株予約権	137
純資産の部合計	413,914
負債及び純資産の部合計	7,393,846

第210期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		103,854
資金運用収益	82,393	
貸出金利息	51,839	
有価証券利息配当金	27,639	
コールローン利息	359	
預け金利息	2,445	
その他の受入利息	108	
役務取引等収益	16,654	
受入為替手数料	3,166	
その他の役務収益	13,487	
その他業務収益	225	
国債等債券売却益	143	
その他の業務収益	81	
その他経常収益	4,582	
株式等売却益	4,025	
金銭の信託運用益	0	
その他の経常収益	556	
経常費用		79,221
資金調達費用	15,119	
預金利息	4,114	
譲渡性預金利息	285	
コールマネー利息	1,001	
債券貸借取引支払利息	8,198	
借入金利息	0	
金利スワップ支払利息	1,510	
その他の支払利息	9	
役務取引等費用	6,176	
支払為替手数料	384	
その他の役務費用	5,791	
その他業務費用	16,065	
外国為替売買損	7,711	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	4,440	
国債等債券償還損	895	
金融派生商品費用	3,017	
営業経費	37,153	
その他経常費用	4,705	
貸倒引当金繰入額	3,683	
株式等売却損	523	
株式等償却	23	
金銭の信託運用損	13	
その他の経常費用	461	
経常利益		24,633
特別利益		37
固定資産処分益	37	
特別損失		296
固定資産処分損	296	
税引前当期純利益		24,374
法人税、住民税及び事業税	5,653	
法人税等調整額	1,209	
法人税等合計		6,862
当期純利益		17,511

第210期末 (2025年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
現金預け金	665,527	預金	5,977,719
コールローン及び買入手形	2,631	譲渡性預金	166,115
買入金銭債権	3,035	コールマネー及び売渡手形	80,000
商品有価証券	85	債券貸借取引受入担保金	153,547
金銭の信託	1,000	借入金	470,054
有価証券	1,487,165	外国為替	269
貸出金	5,052,036	その他負債	74,693
外国為替	9,587	賞与引当金	278
リース債権及びリース投資資産	31,165	退職給付に係る負債	597
その他資産	86,694	役員退職慰労引当金	135
有形固定資産	44,635	睡眠預金払戻損失引当金	1,891
建物	18,392	ポイント引当金	482
土地	19,736	偶発損失引当金	395
建設仮勘定	565	特別法上の引当金	3
その他の有形固定資産	5,940	繰延税金負債	51,955
無形固定資産	4,683	再評価に係る繰延税金負債	2,515
ソフトウェア	4,508	支払承諾	17,115
その他の無形固定資産	174	負債の部合計	6,997,770
退職給付に係る資産	54,757	純資産の部	
繰延税金資産	776	資本金	20,000
支払承諾見返	17,115	資本剰余金	10,384
貸倒引当金	△ 27,677	利益剰余金	298,808
資産の部合計	7,433,220	自己株式	△ 4,789
		株主資本合計	324,403
		その他有価証券評価差額金	95,723
		繰延ヘッジ損益	1,736
		土地再評価差額金	4,102
		退職給付に係る調整累計額	9,346
		その他の包括利益累計額合計	110,908
		新株予約権	137
		純資産の部合計	435,449
		負債及び純資産の部合計	7,433,220

第210期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		124,491
資金運用収益	81,776	
貸出金利息	51,733	
有価証券利息配当金	27,128	
コールローン利息及び買入手形利息	359	
預け金利息	2,445	
その他の受入利息	108	
役務取引等収益	20,271	
その他業務収益	17,986	
その他経常収益	4,457	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	4,457	
経常費用		98,787
資金調達費用	15,155	
預金利息	4,107	
譲渡性預金利息	285	
コールマネー利息及び売渡手形利息	1,001	
債券貸借取引支払利息	8,198	
借入金利息	42	
その他の支払利息	1,519	
役務取引等費用	5,804	
その他業務費用	31,804	
営業経費	41,354	
その他経常費用	4,668	
貸倒引当金繰入額	3,631	
その他の経常費用	1,037	
経常利益		25,704
特別利益		37
固定資産処分益	37	
特別損失		297
固定資産処分損	296	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
税金等調整前当期純利益		25,444
法人税、住民税及び事業税	6,207	
法人税等調整額	1,194	
法人税等合計		7,401
当期純利益		18,042
親会社株主に帰属する当期純利益		18,042

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

株式会社 百五銀行
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所
指定有限責任社員 公認会計士 中 村 哲 也
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 岡 田 英 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社百五銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第210期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

株式会社 百五銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 哲 也

業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 岡 田 英 樹

業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社百五銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社百五銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企

業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第210期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

株式会社 百五銀行 監査役会

常勤監査役 中 川 崇 ㊞

常勤監査役 浦 出 雅 人 ㊞

社外監査役 鶴 岡 信 治 ㊞

社外監査役 川 端 郁 子 ㊞

(注) 社外監査役 内田 和人は、一身上の都合により、本年3月31日をもって監査役を辞任いたしましたので、監査報告書に署名押印いたしておりません。

以 上

株主総会会場ご案内図

開催会場

三重県津市丸之内31番21号 (丸之内本部棟 2階大講堂)

電話 (059) 223-2305 (総務部総務課)



交通

○JR・近鉄津駅下車 … バス約10分 三重会館前下車
○近鉄津新町駅下車 … バス約10分 三重会館前下車

※駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関などをご利用いただきますようお願い申し上げます。

【株主総会会場でのサポート】

株主総会会場でのサポートが必要な株主さまは、準備の都合上、事前に上記の連絡先にご連絡をお願い申し上げます。

